

開成町告示第 20 号

開成町水切り生ごみ処理袋配布事業実施要綱を次のように定める。

令和 8 年 3 月 25 日

開成町長 山 神 裕

開成町水切り生ごみ処理袋配布事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、ごみの減量化対策の一環として、一般家庭から排出される生ごみの減量化を図るため、水切り生ごみ処理袋（以下「処理袋」という。）を配布することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第 2 条 事業の対象者は、本町の住民基本台帳に記録されており、現に当該住所に居住している者であるものとする。

(事業の内容)

第 3 条 生ごみの減量化を図るため、処理袋を 1 世帯につき 60 枚配布する。

(配布希望の申請)

第 4 条 処理袋の配布を希望する者は、町長に対し、開成町水切り生ごみ処理袋配布希望申請書（様式）を申請しなければならない。

(処理袋の自己負担額)

第 5 条 処理袋の配布を希望する世帯にあつては、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める自己負担額を支払うものとする。

- (1) プラスチック製処理袋（60 枚） 100 円
- (2) プラスチック製及び紙製処理袋の混合（各 30 枚 計 60 枚） 200 円
- (3) 紙製処理袋（60 枚） 300 円

(処理袋の配布方法)

第 6 条 処理袋の配布は、開成町役場環境課窓口において実施する。

(使用状況の調査)

第 7 条 町長は、必要があると認めるときは、必要な限度において、使用状況を調査することができる。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。